

EY Taiwan JBS NEWSLETTER - August 2024 -

期限内申告の重要性~申告の基本と過去の判例を踏まえて~

▶ はじめに

営利事業所得税の申告プロセスを完了させる重要なステップとして、適時の申告及び納税があります。これは単純なステップのように見えるかもしれませんが、いくつか留意すべき詳細事項があり、不注意により企業の税務便益を損なう可能性があります。

今月号のJBS NEWSLETTERでは営利事業所得税の申告期限、期限内の申告に関する要件、税務便益、関連する判例、関連事項並びに繰越欠損金に関してよくある質問をご紹介します。

今回の内容によって、留意すべき事項が見つかるかもしれません。ご参考になれば幸いです。

今回お伝えしたいポイント

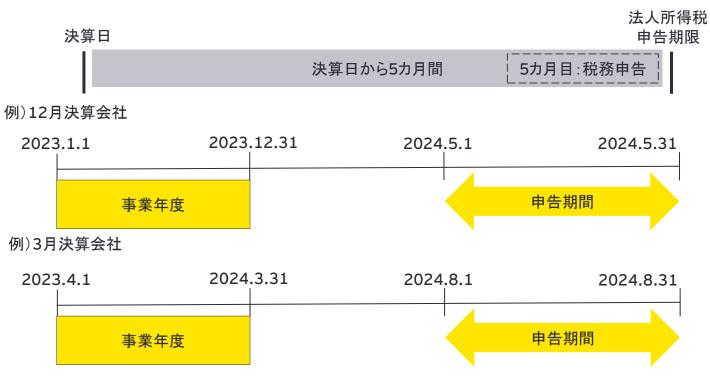
- 営利事業所得税、源泉所得税の申告期限
- ▶ 期限内の申告及び期限内の申告により影響を受ける税務権益
- ▶ 関連する判例
- その他関連事項
- ▶ 繰越欠損金に関連して、よくある質問

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。 具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。 本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでも サポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

-S-

営利事業所得税の申告期限

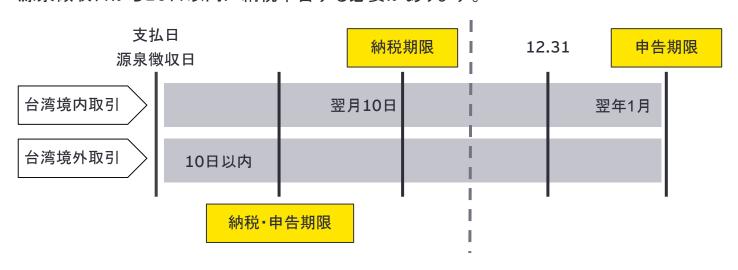
台湾では、原則として、決算日から5カ月目に営利事業所得税を申告する必要があります。



-S-

源泉所得税の申告期限

源泉所得に対する源泉徴収所得税については、台湾境内払いの場合は源泉徴収日から翌月10日までに納税し、翌年の1月までに申告を行います。しかし、台湾境外払いの場合、源泉徴収日から10日以内に納税申告する必要があります。







期限内の申告とは

期限内の申告要件

現行実務において、税務当局による「期限内の申告」と認定されるための要件は以下の通りです。

- 1. 期限内に申告書を提出すること
- 2. 期限内に税金を納付すること
- 3. 税務監査を受けている場合には、期日通りに会計士の署名が入った税務監査報告書を税務当局に提出すること



期限内の申告をしたか否かで影響を受ける税務権益

欠損控除

所得税法第39条における欠損控除の適用要件

- 1 会社組織である営利事業者であること
- 2 会計帳簿と証憑が完備されていること
- 3 損失申告と控除申告を行ったすべての年度において会計士による監査を受けていること
- 4 期限内の申告



上記4つの要件の通り、<mark>期限内の申告が税務上の欠損控除の利用可能性に影響を与えること</mark>が分かります。他方、過去の裁判所の判例(次ページを参照)から見ると、「期限内の申告」という欠損控除の要件は、納税者に「期限内の納税」を求めるものではないというのが裁判所の見解となっています。裁判所の見解と税務当局の見解に相違がありますが、行政訴訟手続きは、さまざまなリソースや不確実性の存在も考慮する必要があり、営利事業者は、依然として申告期限内に申告及び納税を完了することを推奨します。これによって、関連する争議や訴訟の発生を回避でき、また、会計士監査申告案件から通常の税務申告案件として扱われることによる税務権益の喪失リスクの回避が可能です。

所得税法39条(過年度の欠損控除の要件)

過年度の事業上の損失は、本年度の所得計算には含めることができない。ただし、会社組織である営利事業者で、会計帳簿及び証憑が完備され、損失申告及び控除申告年度に第77条で定める青色申告書を使用するか、会計士の監査を受け、かつ期限内の申告を行った場合には税務当局によって認定された過去10年間の各期の欠損を、当年度の純利益から控除した後に納税を行うことができる。

本法の中華民国98年1月6日に修正された条文の施行前に、前項のただし書きの規定に適合する会社 組織である営利事業者で、税務当局によって認定された過年度の所得が法律に従ってまだ完全に控除 されていない場合は、修正施行後は修正後の規定を適用する。





関連する判例:最高行政法院109年度上字第632號判決

▶ 判例の背景:

原告の会社は、2016年度の営業事業所得税の税務監査を会計士に委託し、2017年5月31日にインターネット申告方式で2016年度の営業事業所得税の税務申告を行いました。原告の会社は営業収入純額と年間所得額を申告するだけでなく、所得税法第39条第1項のただし書きの規定に従い、過去10年間の確定した欠損を当年度の控除額として申告し、2017年6月2日に税金の納付を行いました。

▶ 税務当局の見解:

2017年5月30日は端午節の祝日であり、2016年度の営利事業所得税の決算申告の期日は「2017年6月1日」に変更されました。原告の会社は「2017年5月31日」にインターネット申告方式で申告しました (期限内の申告)が、「2017年6月2日」に自己決算申告した2016年度の営利事業所得税を納付しました (期限を過ぎた納税)。したがって、原告の会社は所得税法第39条第1項のただし書きにおいて欠損控除の要件とされる「期限内申告」を満たしていないとされ、同条同項のただし書きの規定を適用することはできません。

▶ 裁判所の見解:

所得税法第39条第1項、第71条第1項、第76条第1項、第102条第3項及び所得税法施行細則第50条などの規定によれば、納税者は期限内に申告し、申告税額を計算し、申告提出前に自ら納税する必要があります。また、納税領収書は税務申告時に添付すべき書類であり、所得税法は税金の申告行為と納税行為を個別に規定しています。上記の法律上の文言によれば、「期限内の申告」に税金の納付を含むとは解釈できません。

また、所得税法施行細則第50条は、納税義務者がインターネットを通じて決算申告を行う場合、申告資料を税務当局に送信した日を申告日としています。したがって、納税義務者が確定申告の期日前に申告資料を送信した場合は「期限内の申告」とみなされます。

さらに、所得税法第79条及び112条によれば、納税義務者が確定申告と税金の納付に関する規定に 従わなかった場合、異なる処理方法が定められています。

以上のことから、最高行政法院は判決で、所得税法第39条第1項の但し書きの欠損控除の「期限内の申告」の要件には、「期限内の納付」は含まれていないと認めました。したがって、原告の会社が税金の納付を期限を過ぎて行ったとしても、所得税法第39条第1項のただし書きの欠損控除の規定を適用することができます。



課税期間:5年→7年

「課税期間」とは、税務当局が税金を徴収または追徴することができる期間を指します。この期間を過ぎると、税務当局は課税することができなくなります。すなわち、税務当局が課税権を行使できる期間です。

税務徴収法第21条によると、課税期間は以下の通りです。

- 1. 法律により納税義務者が申告して納税すべき税金で、規定期間内に申告され、かつ虚偽やその他不正の方法 で租税を回避していない場合、その課税期間は5年です。
- 2. 法律により納税義務者が実際に貼るべき印紙税、及び税務当局が税務関連のデータベースや調査によって 得た情報に基づいて課税する税金の課税期間は5年です。
- 3. <mark>規定期間内に申告していない、または虚偽やその他不正の方法で租税を回避している場合、その課税期間は7年です。</mark>



営利事業所得税を例にとると、会社が2024年5月に2023年度の営利事業所得税を申告する際、2024年5月31日より前に営利事業所得税を納税していない場合、その会社の課税期間は元々の2024年から2029年までから、2024年から2031年までに延長されます。

拡大書面審査の適用

「拡大書面審査」とは、営利事業者の年間営業収益純額と営業外利益の合計が3,000万元未満で、申告書類が 完備され、法律に従って自ら調整した純利益率が書面審査の純利益率の基準を上回り、かつ、申告期限前に 納めるべき税金が全額支払われた場合、税務当局は申告書の書面審査を行うことができることをいいます。



営利事業者が拡大書面審査の決算申告を選択する案件において、申告期限の終了前に納付すべき税金があるにもかかわらず納付されていない場合、規定により拡大書面審査を適用することはできません。

滯納金

税務徴収法第20条によると、税法に定められた期限を過ぎて税金を納付する場合は滞納金を加算することになっており、3日ごとに滞納額の1%の滞納金を加算します(期限を過ぎてから3日以内に納付した場合は滞納金は計算されません)。滞納額の10%を上限に加算され、30日を超えても納付されない場合は、強制執行に移行します。



2023年度の営利事業所得税の納付期限が2024年5月31日であると仮定した場合、何らかの理由で2024年5月31日までに納付されなかった場合、2024年6月1日から6月3日の間に税金を納付しても滞納金は加算されません。しかし、納付が遅れ2024年6月4日に納付した場合、1%の滞納金が加算されます。



ここでは、今回のテーマでもある繰越欠損金に関して、よくある質問を記載します。



年度決算における欠損及び将来の配当に関するご質問

当社は、今期大きな損失が発生し赤字となり欠損が生じる予定です。また、利益剰余金もマイナスとなる見込みです。

- ① 台湾の税務上の繰越欠損金制度について教えてください。繰越欠損金の控除期限はあるのでしょうか。また、各年度の控除制限はあるのでしょうか。
- ② 来年度予算では利益を見込んでいますが、配当はいつからできるようになるでしょうか。



- ① 税務申告書について青色申告や会計士による税務監査を受けている場合、欠損金は10年間繰り越すことが可能。
- ② 税金の納付等の対応後、年度末に未処分利益が残高として残っていれば配当が可能。

台湾における繰越欠損金制度について

所得税法39条にて、過年度の税務上の欠損は、当年度の計算に含めることはできないことが原則とされますが、所得税法77条に記載される青色申告または会計士の税務申告書の監査を受けており、当年度に課税所得がある場合、過年度10年間に申告した税務上の欠損を当該当年度の課税所得から控除できるものとされています。ただし、所得税法77条に記載される繰越欠損金の控除には前述した期限内の申告が要件となります。

日本のように繰越欠損金の使用限度額はなく、台湾所得税法第39条に従い、当年度の課税所得額が上限となります。

配当可能要件

会社法第232条によると、会社に未処分利益がない場合、配当することはできないものとされています。 したがって、会社に未処分利益があれば、配当することができます。利益処分の順序は、以下の通りと なります。

- ① すべての税金を納付する
- ② 過去年度の欠損を填補する
- ③ 資本金と同額になるまでは法定利益準備金を積み立てる
- 4 上記①~③実施後、未処分利益の残余額について配当可能

したがって、翌年度利益が生じ、さらに①~③を実施後、未処分利益が残る場合には、当該残高について 配当が可能となります。



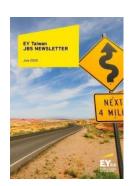
JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。











バックナンバー

発行月	タイトル
2024年7月	台湾における資本剰余金についてーその応用と税務分析-
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問ー免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務ー
2024年3月	 外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法~台湾における事前申請について~
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保-外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

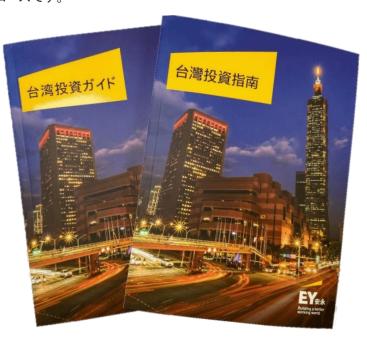


EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	 台湾制度基礎セミナー/台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	- 決算直前事例セミナー/台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー/台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー/台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー/台湾法令アップデート



弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY 担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長

02 2728 8876 michael.lin@tw.ey.com

michaei.iin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師

02 2728 8870 yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師

02 2728 8872 sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師

02 2728 8875 chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師

02 2728 8873 anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師

04 3608 8681 jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 9688 8990 ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867 junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652 naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理

02 2757 8888 21191 yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之內 真美 經理

02 2757 8888 20821 takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan. All Rights Reserved.

03311-226Jpn ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行う ものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



